

# 養育医療の給付を申請される方へ

## 【制度の概要】

この制度は、小平市にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行なうものです。体重が2,000グラム以下又は2,000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

指定医療機関の窓口で医療券と健康保険証を提示することにより医療の給付を受けることができます。

## 【給付の対象等】

1 給付の対象	次の(1)又は(2)に該当する新生児の入院治療 (1) 出生時体重が2,000グラム以下の乳児 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある乳児 ア 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常） イ 体温が摂氏34度以下 ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等） エ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等） オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）
2 自己負担額	医療費（健康保険が適用されるもの）の自己負担額のうち、一部を市町村民税額に応じて負担していただきます。 ※ 乳幼児医療費助成の医療証をお持ちの方は、食事療養費相当分を除いた分を乳幼児医療に請求できます。なお、別紙の委任状を提出いただくことで、食事療養費負担額を含めて乳幼児医療費担当部署に請求し徴収額に充当しますので、自己負担がなくなります。
3 医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込み期間に基づき有効期間を決定します。 ※ 有効期間は最長で満1歳の誕生日の前日までです。
4 当制度を使える医療機関	東京都の指定する指定養育医療機関

**【必要書類】**

1 養育医療申請書	申請者は患者本人が加入する保険の被保険者（世帯主）となります。
2 養育医療意見書	主治医に記入、押印をしてもらってください。
3 世帯調書	保護者の方が記入してください。
4 健康保険証	患者本人の健康保険証、または申請者の健康保険証
5 個人番号（マイナンバー） 確認書類	世帯全員分の個人番号通知カード、個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれか（18歳未満の方の分は不要）
6 本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート等 官公署発行で写真付きの氏名、生年月日、住所が記載されているもの
7 市町村民税の（非）課税証明書（※）	18歳以上の世帯員で、かつ <u>基準日に小平市外に住民登録されていた方のみ</u> 必要 【基準日】 1月～6月申請：前年1月1日 7月～12月申請：当年1月1日
8 生活保護受給証明書（※）	<u>生活保護受給世帯の方のみ</u> 必要
9 委任状	ご提出いただくことで、市が医療費を乳幼児医療費助成（マル乳）の助成分で相殺する手続きを行いますので、保護者負担分がなくなります。

（※）の書類は、該当の方のみご提出ください。

**【医療券の交付】**

申請書に不備のない場合、申請受理後、30日程度で交付します。（郵送により交付します。）

**【医療券の変更等】**

事 項	必要な書類	備 考
住所・保険証を変更したとき	変更届	保険証の変更の場合は、新しい保険証を持参してください。
医療券を紛失、棄損したとき	再交付申請書	
有効期間を超えて治療を継続する場合	継続申請書、継続意見書、世帯調書、（※）の書類	（※）の書類は該当の方のみご提出ください。
入院している病院を転院する場合	医療給付申請書、養育医療意見書、追加意見書	追加意見書は転院前の医師に、養育医療意見書は転院後の医師に記入していただいでください。